

東京都市計画特定防災街区整備地区の変更（品川区決定）

都市計画特定防災街区整備地区を次のように変更する。

決定：平成２４年１０月３１日 品川区告示第３９８号

変更：平成２７年 ４月１７日 品川区告示第１７３号

変更：令和 ４年 ３月１０日 品川区告示第 ９０号

変更：令和 ７年 １月 ９日 品川区告示第 １３号

種 類	位 置	面 積	建築物の 敷地面積の 最低限度	壁面の位置の制限	建築物の防災都市計 画施設に面する部分 の長さの敷地の防災 都市計画施設に接す る部分の長さに対す る割合の最低限度	建築物の高さ の最低限度	備 考
特定防災街区整備地区 （荏原町駅前地区）	品川区中延五丁目 地内	約０．１ha	１００㎡	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面 は、道路中心線又は境界から計画図に 示す距離以上でなければならない。 ただし、次に該当する建築物等はこの 限りではない。 １ 歩行者の安全を確保する為に必要 な上屋、庇の部分、手すり、駐車 場の用に供する車路出入口 ２ 給排気施設の部分	—	７m （ただし、公益上 必要な施設および 防災施設建築物の 附属建築物につい てはこの限りでは ない）	荏原町駅前地 区防災街区整 備事業施行区 域
特定防災街区整備地区 （中延二丁目 旧同潤会地区）	品川区中延二丁目 地内	約０．７ha	１００㎡	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面 は、道路中心線又は境界から計画図に 示す距離以上でなければならない。 ただし、次に該当する建築物等はこの 限りではない。 １ 歩行者の安全を確保する為に必要 な上屋、庇の部分、手すり、駐車 場の用に供する車路出入口 ２ 給排気施設の部分	—	７m （ただし、公益上 必要な施設および 防災施設建築物の 附属建築物につい てはこの限りでは ない）	中延二丁目旧 同潤会地区防 災街区整備事 業施行区域

特定防災街区整備地区 (東中延一丁目 11番地区)	品川区東中延一丁目 地内	約0.2ha	100m ²	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面 は、道路中心線又は境界から計画図に 示す距離以上でなければならない。 ただし、次に該当する建築物等はこの 限りではない。 1 歩行者の安全を確保する為に必要 な上屋、庇の部分、手すり、駐車 場の用に供する車路出入口 2 給排気施設の部分	—	7m (ただし、公益上 必要な施設および 防災施設建築物の 附属建築物につい てはこの限りでは ない)	東中延一丁目 11番地区防災 街区整備事業 施行区域
特定防災街区整備地区 (戸越六丁目 18・20番東地区)	品川区戸越六丁目 地内	約0.2ha	100m ²	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面 は、道路中心線又は境界から計画図に 示す距離以上でなければならない。 ただし、次に該当する建築物等はこの 限りではない。 1 歩行者の安全を確保する為に必要 な上屋、庇の部分、手すり、駐車 場の用に供する車路出入口 2 給排気施設の部分	7/10	7m (ただし、公益上 必要な施設および 防災施設建築物の 附属建築物につい てはこの限りでは ない)	戸越六丁目 18・20番東地 区防災街区整 備事業施行区 域
合計		約1.2ha					

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

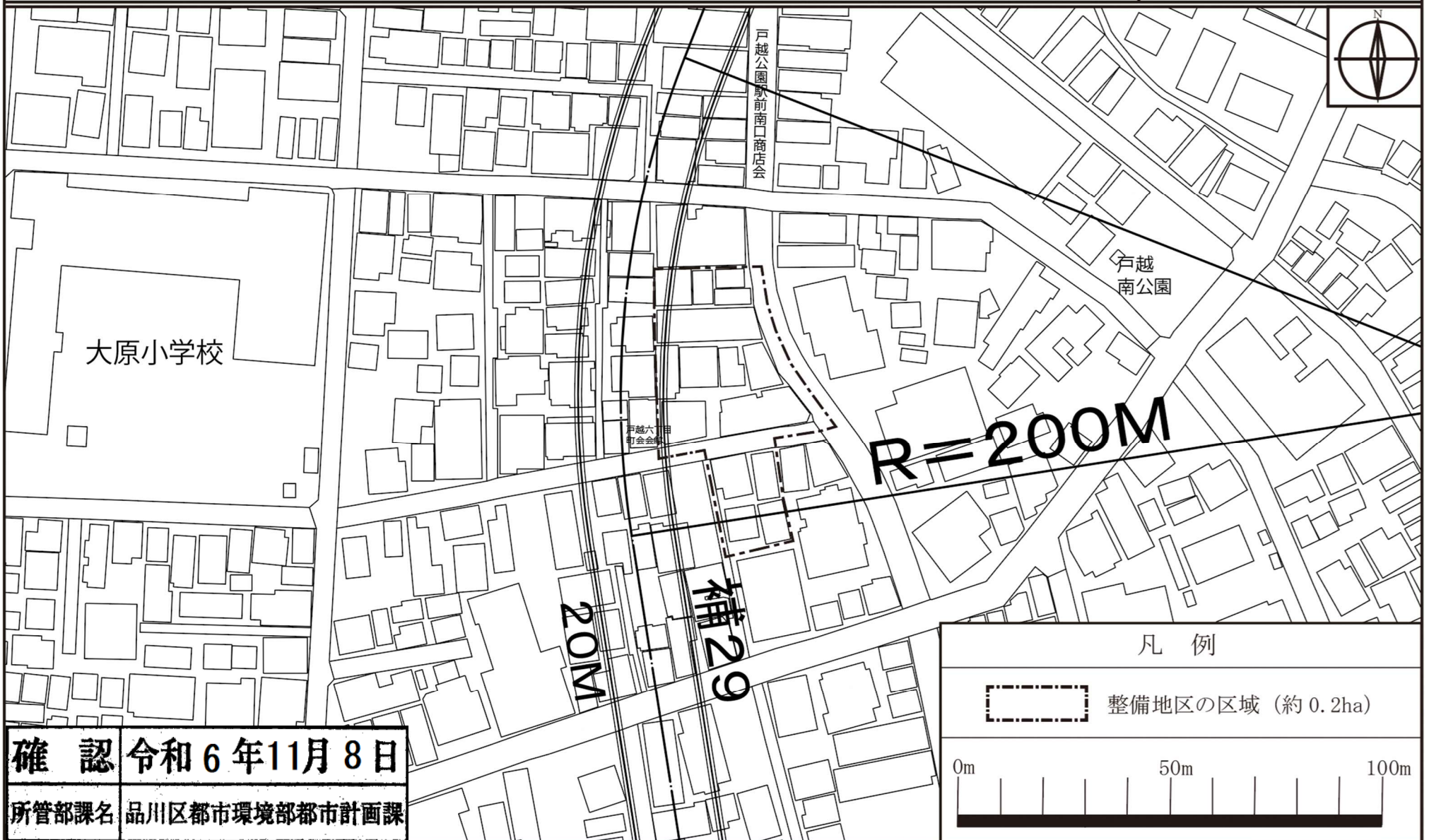
理 由 ： 特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を変更する。

東京都市計画特定防災街区整備地区
(戸越六丁目 18・20 番東地区)

位置図

[品川区決定]

縮尺：1:1,250

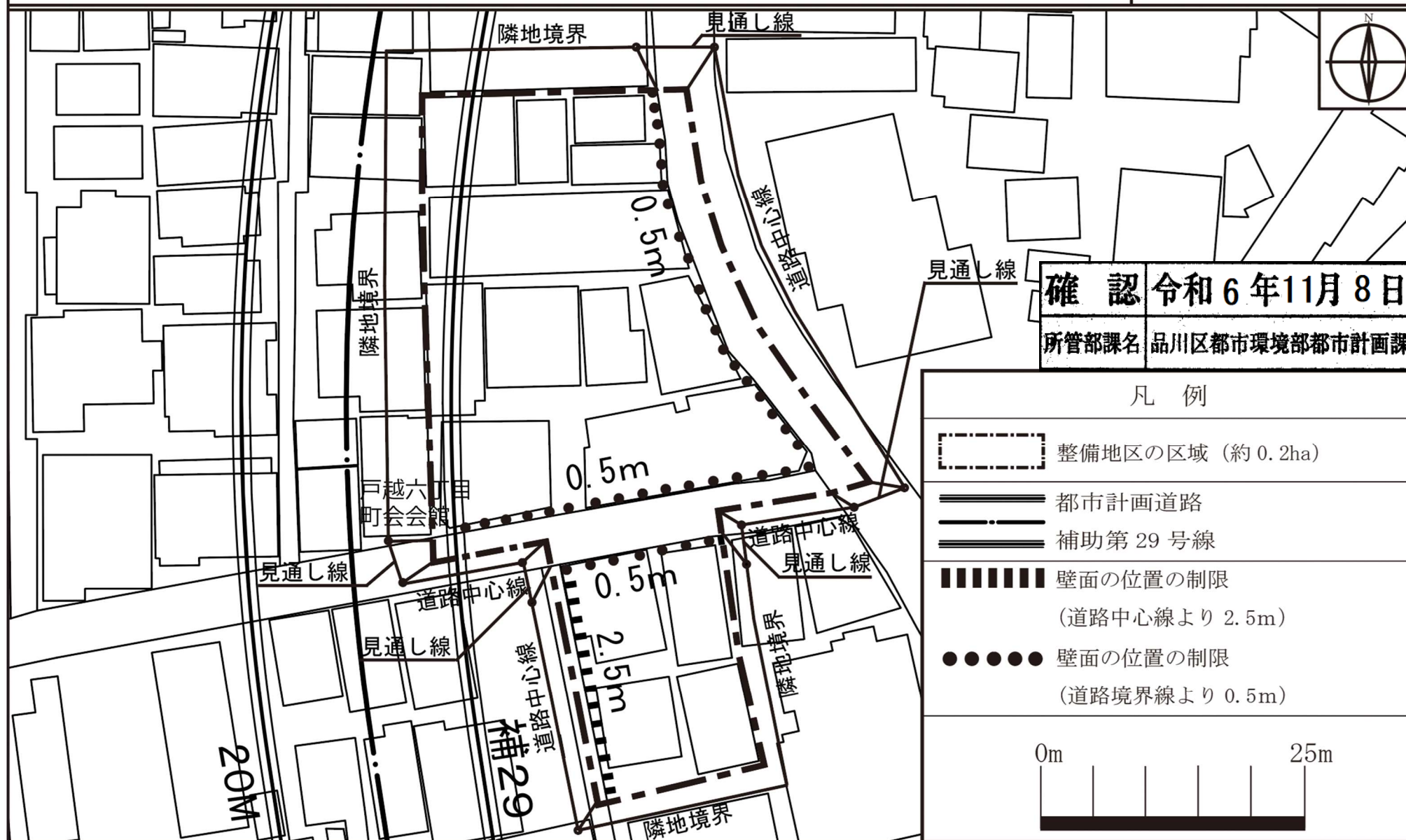


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 06-K109-2 号)、令和 6 年 5 月 31 日。
ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、都市計画道路の計画図より転記したものである。(承認番号) 6 都市基街都第 47 号、令和 6 年 5 月 14 日。

東京都市計画特定防災街区整備地区 計画図 2 壁面の位置の制限
(戸越六丁目 18・20 番東地区)

[品川区決定]

縮尺：1:500



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 06-K109-2 号)、令和 6 年 5 月 31 日。
ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、都市計画道路の計画図より転記したものである。(承認番号) 6 都市基街都第 47 号、令和 6 年 5 月 14 日。